

いのちを支える

鹿部町自殺対策計画（第2期）

～誰も自殺に追い込まれることのない鹿部町を目指して～



令和6年3月

北海道鹿部町

はじめに

わが国の自殺者数は、近年減少傾向にあるものの、未だに年間2万人を超える状況となっています。

国は平成28年に自殺対策基本法の改正を行い、令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定しました。自殺対策の本質が生きることへの支援にあたることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

本町においても、平成31年3月に「鹿部町自殺対策計画（第1期）」を策定し、7つの施策に基づき対策を講じてまいりました。今回、第1期計画の終期である令和5年度に、これまでの取り組みを踏まえた計画の見直しを行い、第2期計画を策定しました。第2期計画においても引き続き保健・福祉分野などの各計画との連携を図り、町民1人ひとりが自分らしく生活し、心身ともに健やかに暮らすことができるよう「誰も自殺に追い込まれることのない鹿部町」を目指して自殺対策を推進してまいります。

計画の推進にあたりましては、行政だけでなく、町民、地域、関係団体等との協働により推進していくことが必要と考えておりますので、今後も皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和6年3月

鹿部町長 盛田昌彦

目 次

I	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の策定方法	3
4	計画の期間	3
5	計画の数値目標	3
6	持続可能な開発目標への対応	3
II	鹿部町の自殺をめぐる現状	
1	統計データから見る鹿部町の自殺の現状	4
III	自殺対策の基本的な考え方	
1	基本的な考え方	8
2	施策の体系	9
IV	自殺対策の具体的な取組（生きることを支える取組）	
1	基本施策に関する取組	
(1)	地域・役場組織内におけるネットワークの強化	10
(2)	自殺対策を支える人材の育成	11
(3)	町民への啓発と周知	12
(4)	生きることの促進要因への支援	13
(5)	こども、若年層に対する支援	19
2	重点施策に関する取組	
(1)	勤務・経営に関わる自殺対策の推進	20
(2)	高齢者への自殺対策の推進	21
V	自殺対策の推進体制	22
VI	参考資料	23